

(別紙1)

ア 農用地区域からの除外

単位：㎡

位置番号	地区記号 区域番号	位置	現況地目	用途区分	面積	変更後の土地利用計画					変更後の農地区分	理由
						公共用地	山林原野	工場敷地	宅地	その他		
①	E	蒲刈町大浦字吹上6652-1	山林	畑	708.00		708.00				2	非農地証明(法第10条第3項第5号に該当しなくなったことによる除外) 非農地証明, 非農地通知, 農業委員会判断済。
①	E	蒲刈町大浦字吹上6652-4	山林	畑	103.00		103.00				2	
②	D	下蒲刈町下島字鳩岡3129	山林	畑	4,262.00		4,262.00				2	
②	D	下蒲刈町字大地蔵10845-7	山林	畑	3,001.00		3,001.00				2	
③	F	安浦町内海北4丁目993-2	山林	田	1,047.00		1,047.00				2	
③	F	安浦町内海北4丁目1092-1	山林	田	296.00		296.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷993-1	山林	田	1,597.00		1,597.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷993-3	山林	畑	81.00		81.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷995	山林	畑	1,543.00		1,543.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷998	山林	畑	134.00		134.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷1000	山林	畑	55.00		55.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷1001-1	山林	畑	1,528.00		1,528.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷1001-3	山林	畑	821.00		821.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷1012	山林	畑	218.00		218.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷1034	山林	田	2,491.00		2,491.00				2	
③	F	安浦町大字内海字長谷甲10454-3	山林	畑	171.00		171.00				2	
③	F	安浦町大字内海字原垣内1087-1	山林	畑	114.00		114.00				2	
③	F	安浦町大字内海字原垣内1088	山林	畑	385.00		385.00				2	
③	F	安浦町大字内海字原垣内1089	山林	田	1,209.00		1,209.00				2	
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫232の一部	雑種地	田	161.49					161.49	2	作業用道路として利用(法第13条第2項) 広島県が実施した令和5年度復旧治山事業溪間工事No.4で設置していた仮設道を土地所有者へ道として引き渡しを行うことによる除外。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫233-1の一部	雑種地	畑	33.66					33.66	2	
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫237-1の一部	雑種地	田	72.04					72.04	2	
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫240-1の一部	雑種地	田	101.94					101.94	2	
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫240-2の一部	雑種地	田	92.42					92.42	2	
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫241の一部	雑種地	田	125.64					125.64	2	
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫243の一部	雑種地	田	24.46					24.46	2	
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫244の一部	雑種地	田	26.69					26.69	2	
④	F	安浦町大字中畑字風呂迫253の一部	雑種地	畑	55.60					55.60	2	

④	F	安浦町大字中畑字風呂迫255の一部	雑種地	田	6.07				6.07	2				
⑤	B	音戸町大字渡子字上北流田4897-2	山林	畑	193.00		193.00			2	非農地証明(法第10条第3項第5号に該当しなくなったことによる除外) 非農地証明, 農業委員会判断済。			
⑤	B	音戸町田原3丁目4620	山林	田	736.00		736.00			2				
⑥	H	豊町久比字東郷704-1	山林	畑	179.00		179.00			2				
⑥	H	豊町久比字東郷706-1	山林	畑	188.00		188.00			2				
⑥	H	豊町久比字東郷706-3	山林	畑	129.00		129.00			2				
⑥	H	豊町久比字東郷707	山林	畑	201.00		201.00			2				
⑥	H	豊町久比字内山1688-1	山林	田	433.00		433.00			2				
⑥	H	豊町久比字内山1689-1	山林	田	518.00		518.00			2				
⑦	E	蒲刈町大浦字高田1577	山林	畑	870.00		870.00			2				
⑦	E	蒲刈町大浦字高田1598	山林	畑	172.00		172.00			2				
⑦	E	蒲刈町大浦字高田1599	山林	畑	826.00		826.00			2				
⑧	C	倉橋町字黒岩9093-7	田	田	0.77	0.77				2		河川改良事業用地(法第10条第4項) 河川改良事業用地として利用するため除外。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。		
⑧	C	倉橋町字黒岩9093-8	田	田	0.94	0.94				2				
⑧	C	倉橋町字黒岩9093-9	畑	畑	30.00	30.00				2				
⑧	C	倉橋町字黒岩9093-10	田	田	65.00	65.00				2				
⑧	C	倉橋町字水越9124-6	田	田	2.99	2.99				2				
⑧	C	倉橋町字水越9124-7	田	田	11.00	11.00				2				
⑨	A	郷原町字西長谷3980-1	田	田	577.00				577.00	2	駐車場(法第13条第2項) 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。 農地台帳により代替える土地が無いこと確認済み。			
⑩	A	郷原町字西長谷4030-1	田	田	513.00				513.00	2				
⑩	A	郷原町字西長谷4031	田	田	376.00				376.00	2				
⑪	A	郷原町字西長谷4033	畑	畑	59.00				59.00	2				
⑪	A	郷原町字西長谷4034	畑	畑	115.00				115.00	2				
⑫	A	郷原町字一ノ松光山12507-357	田	田	940.00				940.00	2				
⑬	F	安浦町大字女子畑字岡泓451-1	田	田	1,313.00				1,313.00	2	太陽光発電装置設置用地及び蓄電池設置用地(法第13条第2項) 太陽光発電装置設置用地及び蓄電池設置用地とするため除外。該当土地については代替える土地が無いことを名寄帳等で確認済みであり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。			
⑬	F	安浦町大字女子畑字岡泓452	田	田	229.00				229.00	2				
⑮	F	安浦町大字女子畑字清水ヶ本2240	田	田	615.00				615.00	2				
⑮	F	安浦町大字女子畑字清水ヶ本2242-1	田	田	357.00				357.00	2				
⑮	F	安浦町大字女子畑字清水ヶ本2243-1	田	田	561.00				561.00	2				
		合計			30,674.71	110.70	24,209.00	0.00	0.00	6,355.01				
			農地		( )	( )	( )	( )	( )	( )	理由別面積			
			田		30,674.71	110.70	24,209.00	0.00	0.00	6,355.01	市街化区域等	( )	林業計画	( )
			畑		( )	( )	( )	( )	( )	( )	工場事務所等用地	( )	資材置場	( )
					14,499.45	80.70	8,327.00	0.00	0.00	6,091.75				
					16,175.26	30.00	15,882.00	0.00	0.00	263.26				

合 計	樹園地	( ) 0.00	( ) 0.00	( ) 0.00	( ) 0.00	( ) 0.00	( ) 0.00	公用公共用 施設用地	( ) 110.70	駐車場	( ) 2,580.00
	採草放牧地	( )	( )	( )	( )	( )	( )	一般住宅	( )	その他	( ) 3,775.01
	混牧林地							農家住宅	( )		
	農業用施設 用地							集落介在 農地等	( )		
	計	( ) 30,674.71	( ) 110.70	( ) 24,209.00	( ) 0.00	( ) 0.00	( ) 6,355.01	耕作不適地	( ) 24,209.00	計	( ) 30,674.71

注) 「理由」欄は、農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること。

変更後の農地区分は次のとおり略記すること。(例：甲種農地=甲，第1種農地=1，第2種農地=2，第3種農地=3)

基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で( )書きすること。